

## 令和8年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年 1月 16日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二  
1番 武藤 康志                      2番 伊藤 新司                      3番 俵 薫  
4番 井町 哲                          5番 伊藤 美和子                      6番 縄田 善博  
7番 倉増 知                          8番 前田 耕次                          9番 中嶋 友之  
10番 中野 修                          11番 石田 健治郎                      14番 岸 英法  
15番 馬屋原 眞一                      16番 高見 清                          17番 村上 浩一  
18番 安富 法明                      19番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 13番 安部 好恵
- 5 出席推進委員 松田 道子                      阿川 伸美                      山縣 正明                      安永 彰                      山田 孝治  
岩山 澄男                      村中 清美
- 6 事務局 事務局長 河野 哲広                      副主幹 井村 光敬                      主査 柳井 信吾

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 8 年第 1 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 1 8 名中 1 7 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 1 3 番 安部好恵委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますよろしくお願いします。それでは 3 番 俵薫委員、9 番 中嶋友之委員。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 2 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●●●の●●さん、譲渡人は●●町●●●●の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。申請地は譲受人が借りて耕作していますが、所有権を移転します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。本件は新規就農です。</p> <p>譲受人は●●の●●さん、譲渡人は●●の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲受人と譲渡人は親子であり、譲渡人は既に死亡していますが、生前に死因贈与の仮登記を済ませており死因贈与を行いたいとのことで申請されました。また、親族の中で申請地を管理できるのは譲受人の方しかいないそうです。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 3、参考資料 3 を参照ください。本件は新規就農です。</p> <p>譲受人は●●市の●●さん、譲渡人は●●市の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は高齢で市外に住んでいるため管理が困難であるため、譲受人は申請地付近の居宅を取得して移住し、耕作されるとのこと</p>

	<p>です。譲受人に売却します。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。</p>
前田委員	<p>8番の前田です。1月5日に会長、伊藤新司委員、事務局2名、地元推進委員と現地調査を行いました。1件目ですが、場所は参考資料場所のとおりで、●●小学校の西側の印が付けてあるところです。農地を確認したところ、梨畑であったり、ハウスでキュウリを栽培していたりで、特に問題はありませんでした。肥料が山積みになっている田がありましたが、これから田に鋤くということでした。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番と3番は新規就農ですので現地調査報告ありません。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくおねがいします。</p>
松田推進委員	<p>岩永地区の松田です。前田委員の説明されたとおりです。よろしくおねがいします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。 それでは採決に移りたいと思います。 議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 それでは、農地法第4条許可申請1件について説明します。</p>

	<p>資料4を参照ください。所在地は●●町●●●●、転用面積688㎡、申請人は●●さん。申請地の場所については参考資料の位置図のとおりで、農用地区域内の2種農地です。申請地につきましては、11月総会にて農業振興地域の計画変更の審議を行い、農林課に対して農業用倉庫を建てるということで問題ないと回答し、12月16日付けで農林課から用途変更の手続きが完了したと通知があり、その後申請がありました。申請地については資料4のとおり農業用倉庫や洗車場、資材置場等として利用します。本件は農用地区域内農地のため常設審議委員会意見聴取をします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。
伊藤委員	2番の●●です。申請地は県道●●号線を宇部方向に向かっていくと、●●への入り口がありますが、その手前にあります。申請者がこれから本格的に耕作農地を拡大するので、作業場所や機械等の置場として申請されました。特に問題はないと思われま。特に問題はないと思われま。よろしくおねがいします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足等ありましたらよろしく申し上げます。
委員	休みです。
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>それでは、農地法第5条許可申請2件について説明します。</p>

	<p>1 件目資料 5 をご参照ください。所在地●●町●●、転用面積 1, 4 7 2 m<sup>2</sup>、申請人●●●●、申請地は地図のとおりで三種農地になります。太陽光発電のための転用になります。この件につきまして農地法第 5 条第 2 項の第各号に抵触しないため許可要件を満たしていると考えます。2 件目、資料 6 を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積 1, 6 7 2 m<sup>2</sup>、申請人は ●●●●です。申請地は位置図のとおりで、●●近くの 3 種農地です。太陽光発電のための転用となります。この案件については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>伊藤でございます。1 件目ですが、現地は事務局から説明がありましたが、●●から●●にぬける市道を進み、右手に●●、左に●●に上がる道のある交差点の付近にあります。ここを太陽光発電のために転用することに問題はないと思います。2 件目ですが、●●の入り口の近くにある農地です。住宅地の中の田なので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしく申し上げます。</p>
山縣推進委員	<p>大嶺地区推進委員の山縣です。伊藤委員の説明されたとおりで問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。 それでは採決に移りたいと思います。議案第 3 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 3 号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第 4 議案第 4 号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p>

	<p>農振除外申請 1件について説明します。資料7を参照ください。</p> <p>所在地は●●町●●、申請地は●●●●の敷地に隣接する1種農地で、農用地区域内農地です。</p> <p>申請地は長年耕作されておらず、農地として取得または借りて耕作してくれる方を探していましたが、そのような方も見つからなかったため、将来的な農地の扱いについて地権者が色々と模索されていました。その中で、申請地に隣接する土地に事業所を持つ●●●●が、木材等をおく場所が不足しているため社用地の拡大のために使いたいということで、地権者と話しがまとまりました。</p> <p>申請地は農用地区域内の1種農地ですが、社用地の拡大であれば転用可能です。ただし、一度に既存の社用地の面積の1/2までしか転用できないので、農地転用は3回に分けて行う予定です。また、申請地は周囲の農地と比べて高低差がかなりあり、実際には分断されています。よって、申請地を転用しても、周辺農地への悪影響はないと考えられます。そのため、農振除外について特に問題ないと考えられます。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。
前田委員	8番の前田です。先ほど事務局から説明がありましたとおりで、周辺の農地への影響は全くありませんので問題はないと思います。よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしく申し上げます。
安永委員	真長田地区推進委員の安永です。先ほど前田委員が説明されたとおりです。ご審議よろしく申し上げます。
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1件朗読。</p> <p>それでは、本日配布しております令和8年1月30告示、令和8年2月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。今回、全体で3筆でございます。</p> <p>利用権設定面積が新規で合計しまして、7, 293㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。</p> <p>内訳は、4ページでございます。一括方式になります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員で何か御存知であれば情報提供をお願いします。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第5号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第6 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の策定について(農地売買)についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読</p> <p>まずは、制度の説明をいたします。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社を介した農地の売買、いわゆるあっせん事業となります。</p> <p>先ほど、議案第5号でご審議いただいた案件の、売買版としてご理解いただければと思います。</p> <p>制度の詳細につきましては、「農地を売りたい方&amp;買いたい方へ農地売買事業をご案内します。をご覧ください。</p> <p>国、県の補助を受けまして、認定農業者等の地域農業の担い手に、売買により農地集積を行う事業であり、売り手、買い手に手数</p>

議長

料や税制面で様々な優遇措置がございます。

要件といたしまして、売買する土地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で農用地の面積が概ね 1000 ㎡以上になります。買い手は先ほども申しましたように、認定農業者や認定新規農業者等になります。

メリットとしては、売り手は譲渡所得の軽減が受けられ 800 万円までは特別控除があります。買い手は登録免許税や不動産取得税の軽減が受けられます。また経費として売買手数料が売り手は売買価格の 2%、買い手は売買価格の 1%、ともに手数料の下限は 1 万円になりますが、登記手続きはやまぐち農林振興公社が行います。

本市におきましては、令和 6 年度までは、農地法を使ったあっせん事業を行ってまいりましたが、令和 7 年度から、公社がこの事業を機構法による手続きに一本化したため、今回のような形で議案提出となりました。

本議案に係る経緯を簡単に説明しますと、令和 7 年 7 月にあっせんを希望する意向を受けておりましたが、該当農地の残留物等の話し合いが解決したことから、昨年 1 2 月に正式にあっせんを希望する申し出があり、1 月 6 日、売り手、公社、農業委員会立ち合いによるあっせん会議を開催しました。買い手については、当日インフルエンザで会議への出席ができなかったことから 1 月 14 日に買い手と、公社、農地利調整部会長、地元委員により会議を開いております。この会議を受け、公社から農用地利用集積計画の素案が農業委員会に提出され、今回の総会にお諮りしているところです。

本日議決がいただけましたら、農業委員会から公社に対して正式に農用地利用集積等促進計画の策定を依頼します。その後、公社は計画を美祢市に提出。市長による認可、公告を経て農地の売買が成立することになります。制度についての説明は、大まかですが以上となります。

それでは、説明をいたします。

土地の所在、●●●●●●●●と●●●●●●●● 地目は登記簿、現況ともに田、面積は合計で 4,293 ㎡。

譲受人は、●●町●● ●●さん、譲渡人は、●●町●● ●●さん、権利の種類は、所有権の移転です。

本件は機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に従事すること等の計画要件を満たしていると考えています。

以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

はい、ありがとうございます。それでは意見等ありましたらよろしく申し上げます。

特にないようなので採決に移りたいと思います。議案第 6 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第6号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第7 報告第1号 農地転用現況証明について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 それでは、現況証明願いの提出が1件ありましたので説明いたします。 1件目 資料8を参照ください。申請地は平成15年から耕作放棄され、現在は原野となっています。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。
伊藤委員	伊藤です。場所については●●小学校への入り口から南に向かって150メートルくらいのところにあります。現地は湿地に雑木が生えたような状態です。特に問題はないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくをお願いします。
山田	伊佐地区推進委員の山田です。伊藤委員が説明されたとおりです。
議長事務局	はい、ありがとうございます。 それではご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第8 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について、事務局より報告事項の朗読並

事務局	<p>びに説明をお願いします。</p> <p>1 件朗読。</p> <p>それでは農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 1件について説明します。資料9を参照ください。</p> <p>所在地は、●●町●●で参考資料の位置図のとおりです。農業用倉庫設置のための転用です。参考資料にカタログの写しをつけてありますが、既製品の倉庫を畑の一面に設置します。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>伊藤です。本件については、申請人のお子さんが耕作地を拡大するにあたり機械を増やす必要があり、その置場が必要ということでの転用なので、特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくをお願いします。</p>
岩山推進委員	<p>大田地区推進委員の岩山です。伊藤委員の説明されたとおりです。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第2号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第9 報告第3号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農用地区域内農地の用途変更が1件ありましたので説明いたします。資料10を参照ください。</p>

議長	<p>所在地は●●町●●●●、申請地は2か所に分かれています、●●●●には駐車場及び農機駐車場、●●●●には農業用倉庫の一部及び資材置場として利用します。美祢市長に対して、用途変更に関する異論等はないものとして回答します以上報告します。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員から報告をお願いします。</p>
前田委員	<p>前田です。場所は参考資料の位置図とおり、下郷小学校の近く、市道沿いにあります。●●●●については、隣地●●●●に建っていた農業用倉庫を解体し、孫夫婦の家を建てたときに瓦礫や資材置場として使用していましたが、駐車場兼駐機場にします。●●●●については、隣地の●●●●の倉庫を解体して新たに乾燥調整用倉庫を建てますが、この倉庫が一部●●●●に係るということと、農機等の置場にするということです。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくをお願いします。</p>
村中推進委員	<p>岩永地区推進委員の村中です。今前田委員が言われたとおりで補足することはございません。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは質問等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>続きまして議事順位第10 報告第4号 公共工事に伴う転用の届出について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>公共転用の届け出が1件ありましたので説明いたします。資料11を参照ください。原川の河川工事の関係で、工事用ヤードのために一時転用します。以上報告します。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは意見等ありましたらおねがいします。</p> <p>特に発言等無いようでございますので、報告第4号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第11 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>目録をご覧ください。合意解約8件について説明します。</p> <p>1件目は貸付人●●さん、借受人●●さんとの間の解約です。借受人が高齢・病気で耕作ができないことによる解約です。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2件目は貸付人●●さん、借受人●●さんとの間の解約です。貸付人が当面は自己管理を行われると聞いております。</p> <p>3件目は貸付人●●さん、借受人●●さんとの間の解約です。借受人が高齢であり耕作ができないことによる解約です。次の耕作者は決まっていません。</p> <p>4件目は貸付人●●さんと、借受人●●さんとの間の解約です。先ほど3条で審議をいただきましたが、貸付人から借受人への贈与のための解約です。</p> <p>5件目、6件目は貸付人●●さん、借受人農事組合法人●●●●との間の農地中間管理機構を通じた利用権の解約です。公共工事に伴う一時転用のための解約になります。</p> <p>7件目、8件目は貸付人●●さん、借受人●●さんとの間の解約です。借受人が耕作できないということによる解約です。8件目の農地の所在が●●●●と●●●●とありますが、4筆のうち●●●●のみが●●●●で後の3筆は●●●●になります。地区で耕作ができるように再生し、その後に耕作者を探すと聞いています。以上報告します。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p>
議長	<p>(はいの声)</p> <p>その他の方に移りたいと思います。農業相談はありませでした。当番委員の皆さんありがとうございました。</p> <p>以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？</p> <p>それでは終わりたいと思います。</p>

互礼。

午後 3 時 1 9 分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 8 年 1 月 1 6 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_